令和７年６月１日現在の条文

○吹田市有功者表彰条例

昭和25年11月24日条例第125号

第１条　次の各号の一に該当するものは之を有功者とする。

（１）　本市の公益に関し、功労顕著な者であつて、市長の推薦により市議会の議決を得た者

（２）　市長の職にあつた者

（３）　４年以上市議会議員の職にあつた者

第２条　有功者には記念品を贈呈する。

第３条　有功者の表彰は憲法記念日及び文化の日又は、市長の定めたる適当な日にこれを行う。

第４条　有功者に対しては、終身市の儀式、又は公式会合等に於て現任の市議会議員と同一の待遇をなすものとする。

第５条　有功者死亡したときは、市長は弔辞を贈り、供典をなし、且つ記念品を遺族に贈呈する。

第６条　有功者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

（１）　国籍を失つたとき。

（２）　拘禁刑に処せられたとき。

第７条　有功者にして選挙権を停止せられたときは、その期間中本条例を適用しない。

第８条　市議会議員任期中に退職したときは、記念品を贈呈する。但し有功者である市議会議員については、有功者の例による。

２　第６条及び前条の規定は前項の場合にこれを準用する。

３　市議会議員死亡したときは、市長は弔辞を贈り、供典をなし、第１項の例により記念品を遺族に贈呈する。

第９条　本条例施行に関し必要な事項は市長がこれを定める。

附　則

１　本条例は公布の日より施行する。

２　本条例施行の際現に市議会議員の職に在るものについては、昭和22年５月１日より在職年数を計算する。

３　昭和15年４月１日から吹田市有功者表彰条例施行の日までの間において第１条各号に該当する者については、この条例を適用する。但し、第２条及び第８条の規定は適用しない。

附　則（令和７年３月11日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（以下省略）